

JICA (PC) 第 10-23001 号
平成 18 年 10 月 23 日

環境社会配慮審査会 委員長 殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文

環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第 3 号「ネパール国シンズリ道路建設計画（第三工区）」

2. 諮問事項

ネパール側が実施した環境影響評価の内容及び無償資金協力のための基本設計調査における環境社会配慮について

3. 資料・報告書

「ネパール国シンズリ道路建設計画（第三工区）」環境影響評価報告書
(Environmental Impact Assessment Study of Nepalthak-Khurkot Section of
Bapena-Sindhuli-Bardibas Road Project)

以 上

平成18年 11月21日

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第3号に対する答申について

環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第3号「ネパール国シンズリ道路建設計画（第三工区）」（無償資金協力のための事前の調査）の環境影響評価について、別紙のとおり答申いたします。

答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

以 上

コメント

1. 急峻な地形での道路計画であり、慎重な路線計画と工法が望まれる。
2. ネパール側が作成した EIA 報告書では、予定する建設ルート of 道路幅を広めに設定(30メートル)して、環境・社会影響(住民移転等)とその対策・緩和策を検討している。今後、路線や道路幅員等が確定した時点で、重要な要素に関しては改めて影響の予測評価を行い、緩和策の適切さについて確認し、必要に応じて緩和策の強化、見直しを行うべきである。
3. ネパール側が作成した EIA 報告書では、森林への重大な悪影響が予測されている一方で、野生動植物に及ぼす影響については過小評価されている可能性があるため、見直す必要がある。その際には、稀少種と一般的な種、環境の変化に弱い個体群と強い個体群を整理した上でより詳細な評価を記載することが望ましい。また、国レベルないしは州レベルで保護の対象となっている動植物の有無やそれらのクラス(一級保護、二級保護など)、そして分布生態の現状についても確認する必要がある。
4. 補償植林については、木が生育する見通しや、道路の改良が新たな森林破壊を誘発する可能性、そして法面保護に伴う植生などが自然環境に与える影響についても調査することが望ましい。
5. 補償が基本的に土地に対するものであれば、小作人は生産手段を失うが、そのことについてはネパール側が作成した EIA 報告書では言及されていない。今後土地を持たない人びとへの影響を調査し、影響があれば mitigation として職業訓練などを考えるべきである。
6. 今後の調査では、social disharmonyの予防や緩和策を取りうる社会的組織として、local authority以外にどのような既存のグループがあり、関心をもっているのかについて調査することを期待する。
7. 本対象区間の整備により、シンズリ道路全線が開通することになる。これに伴う正負の社会的・経済的、および環境への影響は、次の点に現れると考えられるが、

ネパール側が作成したEIA報告書では十分に踏み込んでいない。将来その影響を測るためのbaseline dataとする上でも、今後次のような項目を調査することを期待する。調査はフォーカスグループディスカッション程度の大まかなものでよいが、是非、女性からも話を聞く機会を持つことが望まれる。

(1) 資源の移動

換金性が高い、建築資材としての竹、薪、ジャガイモなどの資源の当該地域からの搬出状況と現金獲得手段としての意味

(2) 人の移動

・都市部への出稼ぎの状況と仕送り額の重み（現在近隣の都市部などに出稼ぎに行っている人は、どういう人が何人くらいおり、どのような形で出ており、その仕送りは人びとの暮らしにどのような重みをもっているか）

・性別によるコミュニティの人々の移動範囲の違い（例えば、「女性は親戚の結婚式に参加するため過去に1回だけ村から出たことがある程度」など）

(3) 教育機会

全線開通の結果、通学可能な範囲となる高等教育機関（中学校または高等学校）の有無と現在の通学者数（下宿生等も含む男女別の生徒数）

(4) 情報への接触

ラジオ、テレビなどの保有状況

(5) 廃棄物処理

住民によるビニール袋などの不燃物の使用・処理状況

8. 本事業による経済活動や教育機会の増加は、地域に便益をもたらすものであるが、同時に既存の性別格差を増大させる危険がある（例：男児は遠くの高等教育機関へ通学できるが、女児は困難）ことも今後の調査に当たって留意することが望ましい。

9. 住民参加は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の重要な項目の一つであり、公開性や有意義な住民参加を質の面から確保する必要がある。そのためには、ステークホルダー協議の対象者の範囲の設定や協議方法などの技術的側面について、下記の点に留意することが重要である。

(1) ネパール側が実施したステークホルダー協議では女性の参加率が低かったので、社会的弱者（低所得者、非識字者、女性、指定カーストなど）がより多く参加できるようにし、非識字者に配慮した説明、意見聴取を行う。

(2) ステークホルダー協議に参加できない、または参加しても十分に発言できな

い人々（女性、指定カーストなど）に対しては、戸別訪問など代替手段をもって十分な関連情報の提供を行い、意見の聴取に努める。その際には、訪問においての姿勢、態度、社会的地位への配慮、訪問の時期・時間などにも配慮する。

(3) ステークホルダー協議、個別訪問の実施の過程（告知を含む）、結果を記載する。

10. 第1工区、第2工区、第4工区の事業実施において、移転補償の条件に関して住民による抗議活動、異議申立て、訴訟の提起などの行動が起こされた事実はないか、その有無を明らかにすべきである。

11. 土地買い上げの代金を家長である男性に一括して支給すると、男性は家事に関心を持たないために無駄遣いしてしまう可能性がある。ネパール側が作成したEIA報告書には、土地買い上げ代金の利用に係る啓発活動について言及されているが、それに加えて分割払いにするなどの工夫を検討することを提案する。

また、ネパール側が作成したEIA報告書では、現金による家屋の補償に際しては1家族最低2人の署名を必要とし、そのうち1人は女性が望ましいと記述されている。これは重要な指摘であり、このことが言及されていることを高く評価するが、この緩和策を確実に実施するためには、女性たちが正しい情報を得、理解できるようにするための仕組みについてのさらなる調査と確認が必要である。

特に、この緩和策が実施されるためには、該当女性住民が、補償に関する十分な情報と自分の権利について理解している必要がある。しかし、ステークホルダー協議に関する報告では、女性の参加は1割であり、女性の事業に関する関心は低く、農作業に従事しているため参加が制限される、とのことであるので、女性が十分に知らないことが懸念される。女性だけを集めて情報を提供し、権利について説明することが必要と考えられる。また、今後「補償金の支払いに関する説明会にはかならず該当者両名が出席すること」、また、「両名の出席が困難な場合は女性だけを別に集めて補償に関する説明をすること」などの措置をとることも考えられる。社会環境と人権への配慮の点から、このようなことが可能かどうか検討することが望ましい。

12. ネパール側が作成したEIA報告書では、Public Opinion Surveyの結果として、「今回のプロジェクトにより影響を受ける人口の98.35%が自分たちの土地に道路を持つことを喜んでおり」、さらには「94.46%が土地やその他の財産を提供するこ

とをいとわない」と回答したと記述されている。他方、この調査で意見聴取ができなかった 100 世帯に関しては、「多くの世帯がプロジェクト・エリアの外に住む不在地主(absentee landlords)である」と記述されている。今後の調査では、これら不在地主について、まず 不在地主が実際にどの程度土地を所有しているのか、そして 小作者の権利はどのようなもので、とりわけ今回の道路建設に際しその権利がどのように影響を受けるのか、さらには 不在地主は「土地やその他の財産」の提供に関しどのような意見を有するのか、等を確認する必要がある。

13. ネパール側が作成した EIA 報告書では移転家屋を 155 世帯と予測しているが、今後の調査ではその移転計画の手法や方針などについて確認すべきである。

また、先方政府が立てる移転計画について、補償が以前の生活を（文化的、社会的、経済的に）十分に保障できるものとなるよう、ステークホルダー協議等で明らかになった事実を先方政府に伝え、移転計画に反映するよう働きかけるべきである。

14. ネパール側が作成した EIA 報告書によれば、既存の RTO（Regional Transportation Organization）道路の周辺に Ribbon Settlements があるが、同報告書ではこれらに対する措置が明示されていない。今後の調査で、既存 RTO 道路を利用した場合の Ribbon Settlements に対する措置を確認する必要がある。

15. ネパール側が作成した EIA 報告書によれば、道路開通後、Community Forest や Leasehold Forest に不法伐採の可能性が増すという危険性について、Mitigation Measures として、CFUG（Community Forest Users Group）や Lease-hold users による監視が挙げられている。しかし CFUG 等があるからといって、自動的に管理や監視がうまくいくとは限らない。これらの住民グループ等の実態を調査した上で、必要に応じて道路建設後の有効な活動を保証するサポート（NGO による能力育成等）を考慮すべきである。

16. ネパール側が作成した EIA 報告書では、Mitigation Measures を実施する前の評価と実施した後の評価が混同された記述が散見され、各環境項目に対する最終的な評価結果が分かりにくい。同報告書を更新する場合には、対策前と対策後のどちらの評価結果かを明確に区別・整理し記載すべきである。

17. ネパール側が作成した EIA 報告書では、評価結果と必要な対策の整合性に疑わしい点があるので、今後の調査で再検討すべきである。例えば、landscape disturbance

(p.6-4 の(i))について評価結果は insignificant としているにもかかわらず、mitigation measures を提案している。そして、これらが環境管理計画の一部として、対策案を取りまとめた表 (Table 7.2) に網羅されている。事業者の管理計画の実現性を高めるためにも、提案の丸投げでなく、対策を実施した場合の予測と評価結果に基づき本当に必要な対策のみを峻別し管理計画により具体的に盛り込むことが重要である。

18. ネパール側が作成した EIA 報告書では、Economic Valuation of the Impact として環境に関わる費用・便益を示しているが、その結果をどのように活用するかが問題である。例えば、案件全体の経済評価に盛り込み環境を内部化した経済評価に役立たせたのか、代替案比較の参考材料にしたのか、環境対策規模や予算配分の参考とするのか、あるいは住民説明会で 1 つのデータとして用いたのか等、一步踏み込んだ活用を工夫しないとガイドラインの「経済と環境の調和」、「環境の内部化」といった本来の趣旨は生かされないと考えられる。少なくとも活用の見通しやそれができない問題点等を記すことで、この部分の意味合いを出すことが望ましい。

19. ネパール側が作成した EIA 報告書によれば、本プロジェクトの対象地域は貧困が深刻で 36.7% の世帯しか食料を自給できていない。よって、本プロジェクトに地域開発のコンポーネントを組み込み可能性も検討することを提案する。既に工事が終了した他工区との並びの問題もあるが、土地の買い上げ価格が市場価格より低い場合の「補償」として地域開発プロジェクトを実施すること (NGO に対する支援でも良い) の検討を提案する。

20. 沿線、地域には仏教・文化施設が多く見られるので、道路建設による移転や撤去の可能性について明らかにすべきである。その際には、すべての施設や影響項目を一律に扱うのではなく、ネパール国の重要基準別に分けて、道路建設による影響と共に記載することが必要である。国の基準として、国家一級、二級、三級などの基準ごとに、仏教・文化施設への影響とその回避手段を確認することが望まれる。

21. ネパール側が作成した EIA 報告書に盛られた内容 (緩和策等) が適正に、かつ効果的に実施されるためには、環境管理計画 (Environmental Management Plan: EMP) の果たす役割がきわめて重要である。EMP の進行を適切に監視し、必要に応じて助言、支援できる仕組み・体制を考慮する必要がある。特に、ネパール国内で EMP を進行管理するための組織である EMU (Environmental Management Unit) の設立が見込

まれていることから、これに対する技術的助言などの対応を考慮するとともに、当該組織における関連予算の確保等にも注視していく必要がある。

また、環境管理計画づくりにおいては、本当に必要な対策を絞り込み、それらについてできるだけ詳細な規模や運用方法を提案すべきである。

さらに、環境モニタリング計画づくりでは、早めにベースライン・モニタリングを実施し、その結果や既存環境基準をベースに分かりやすく客観的な環境・社会項目ごとの目標基準を設定すべきである。

22. ネパール側が作成した EIA 報告書には、an inter-ministerial monitoring team が組織され、モニタリング費用はプロジェクト費用でまかなわれるとあるが、プロジェクト終了後のモニタリングが継続するか否かは不明である。また、途上国では、複数の官庁の集合体は往々にしてうまく機能しないことがあるので、モニタリング体制の継続性について確認し、必用に応じて助言を行うことが望まれる。

23. ネパール側が作成した EIA 報告書では、評価プロセスの中で適用した環境基準や排出基準等が明示されていないため、同報告書の評価部分を客観的に判定することが困難である。同報告書を更新する際には、環境関連国内法・ガイドラインで規定されている環境基準や排出基準、そして社会環境項目に適用可能な基準の有無などを明記すべきである。EIA で適用した基準が明らかになれば、環境モニタリング計画の目標設定においても、大いに参考になる。

以 上